

「指定通所介護（デイサービス）」重要事項説明書

令和7年7月22日

社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業所の通所介護サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

名 称 社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業所

所在地 島根県益田市神田町イ197-6

指定番号 島根県指定 第 3270800208号

連絡先 電話 0856-31-5037 FAX 0856-31-5038

職員体制

職種	職員数	業務内容
管理者	1名（常勤・事務員と兼務）	通所介護事業の業務を統括します。
生活相談員	1名以上 （常勤・介護職員と兼務）	通所介護事業の利用に係る調整、通所介護計画の作成、利用者の日常生活の介護、その他必要な業務の提供を行います。
看護職員	2名以上 （常勤・非常勤 機能訓練指導員と介護職員と兼務）	利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供を行います。
機能訓練指導員	2名以上 （常勤・非常勤 看護師と介護職員と兼務）	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練を行います。
介護職員	5名以上 （常勤・非常勤）	利用者の心身の状況等を的確に把握し、日常生活の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
栄養士	1名（常勤）	献立作成、栄養量計算、食事記録、調理員の指導等食事業務全般及び利用者の栄養指導を行います。
調理員	1名以上（非常勤）	給食業務に従事します。
運転手	1名以上（非常勤・介護職と兼務）	利用者の送迎等の業務に従事します。
事務員	1名（常勤・管理者と兼務）	事業に必要な事務及び従事者の補助的業務を行います。

通常の事業の実施区域 旧益田市

利用定員 35名

営業時間 8:00～18:00(月～土)

サービス提供時間 9:15～16:20(月～土) 日曜日、12月31日から1月3日までを除く

目的 通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、その他の従業者が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

運営方針 事業所の生活相談員等は、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図るものとする。

事業の実施に当っては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

サービス内容 通所介護計画の作成、相談援助、介護、看護、入浴介助、排泄介助、食事の提供、機能訓練、送迎、他

第三者評価の実施の有無 実施無

利用料 利用者の要介護度に応じた利用料金から介護保険給付額を除いた金額(1回につき)

介護度	サービス 利用料金	利用料金9割分 (保険給付)	利用料金1割分 (自己負担)	保険 給付外
	基本利用料 (7～8時間)	基本利用料 (7～8時間)	基本利用料 (7～8時間)	食事代
要介護1	6,580	5,922	658	650
要介護2	7,770	6,993	777	650
要介護3	9,000	8,100	900	650
要介護4	10,230	9,207	1,023	650
要介護5	11,480	10,332	1,148	650

*送迎料金は上記基本料金に含まれています。送迎をしない場合は片道47単位の減算になります。

*加算・入浴介助加算Ⅰ(40単位/日)入浴介助加算Ⅱ(55単位/日)(清拭の場合、料金は頂きません)

- ・認知症加算(60単位/日)対象者のみ 認知症(Ⅲa以上)の要介護者を受け入れる体制を構築しています。
- ・中重度者ケア体制加算(45単位/日) 中重度の要介護者を受け入れる体制を構築している事業所が算定できます。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ(76単位/日) 機能訓練指導員等が計画的に訓練を行います。ただし職員体制の整わない日は個別機能訓練加算(Ⅰ)イ(56単位/日)の算定となります。

*区分支給限度額に含まれない加算

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 利用料金の9.2%
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日
介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上配置しています。

*1割負担の方、2割負担の方、3割負担の方がおられます。2割負担の金額は上記1割負担金額の2倍、3割負担の方は3倍です。

- 契約期間 ①この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ②契約期間満了2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には自動更新されるものとします。
- ③介護認定において、要介護状態でなくなった時、高度な医療を必要とする状態と判断された時は、相談の上契約を解除することがあります。

サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用にあたって利用者又はご家族は通所当日の利用者本人の心身の様子をお伝えください。
- ② 当該施設のご利用にあたっては事故や危険を防ぐために職員の誘導や声掛けに応じて頂くことがあります。
- ③ 機能訓練の際は、必ず機能訓練指導員の指導の下、安全に行えるようご協力お願いします。

事故発生時の対応

- ① 当事業所はサービス提供時において、何らかの事故が発生した場合、市及び関係諸機関・家族等に速やかに連絡、主治医・協力医への連携を行う等、当事業所事故マニュアルに沿って必要な措置を講じます。尚、賠償等の発生する事故については誠意を持って対応し、賠償を行います。
- ② 事故が発生した際は、事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故の再発を防ぐための対策を講じます。

緊急時の対応

利用者の容態の変化、急変等があった場合は、主治医・協力医に連絡する等必要な処置を講ずる他、家族に速やかに連絡致します。

非常災害対策

連絡網により可能な限り職員を招集し、家族にも速やかに連絡致します。

火災報知機・施設内各所に消火器を備えつけております。

防災訓練として、年2回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練等を実施致しております。

虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理者 氏名：青木 美恵子

相談・苦情窓口 当事業所の各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当 生活相談員 三浦 真由美

電話 0856-31-5037

苦情に向けて、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を配置しております。

第三者委員 栗柄 眞樹 電話 0856-25-2099

豊田 益巳 電話 0856-25-1211

その他

当事業所以外に、市の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会・島根県運営適正化委員会等に苦情を伝えることができます。

益田市役所高齢者福祉課事業者指導係 島根県益田市常磐町1番1号

電話 0856-31-0218 FAX 0856-24-0181

(8:30~17:15 土日祝、12/29~1/3を除く)

島根県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

島根県松江市学園一丁目7番14号

電話 0852-21-2811 FAX 0852-61-9051

(9:00~17:00 土日祝、年末年始を除く)

島根県運営適正化委員会

島根県松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階

電話 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994

(8:30~12:00 13:00~17:00 土日祝を除く)

その他運営についての重要事項

- ① 事業所は、生活相談員等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後6か月以内
 - (2)継続研修 年2回
- ② 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負う。
- ③ 従業者であったものは、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- ④ この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人西益田福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業所の通所介護サービスの提供開始に際し、利用者及び家族に対して本書面に基つき、重要事項を説明しました。

事業者名称 社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業所

説明者 ㊟

私は、本書面に基ついて事業者の上記職員から重要事項の説明を受け、社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業所の、通所介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 ㊟

代理人 住所

氏名 ㊟

(利用者との続柄)